

4. 納税証明書の交付請求

国税 e-Tax では、インターネットを利用して納税証明書の交付請求を行い、納税証明書(書面)を郵送又は税務署窓口で受け取ることや、電子納税証明書(PDF 又は XML)を国税受付システムからダウンロードして受け取ることができます。

- ・納税証明書(書面)を交付請求後、税務署窓口で受取
- ・納税証明書(書面)を交付請求後、郵送で受取
- ・電子納税証明書(PDF 又は XML)を交付請求後、国税受付システムからダウンロードして受取

(国税 e-Tax ホームページ「納税証明書の交付請求について」)

(https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

(1) 事前準備

- ①インターネットを利用して納税証明書の交付請求を行うためには、国税の電子申告・納税開始届出が必要です。ただし、既に開始届出済の場合は、あらためて開始届出を行う必要はありません。
- ②インターネットを利用して納税証明書の交付請求では、交付請求データへの代表者(納税者)の電子署名が必要です。電子証明書をお持ちでない場合は、事前に「個人番号カード」等の取得が必要です。

(納税証明書(書面)を税務署窓口で受け取る場合は、代表者(納税者)の電子署名を省略できます。)

- ③「納税証明書(書面)を郵送で受け取る場合」または「電子納税証明書(電子ファイル)を国税受付システムからダウンロードして受け取る場合」は、交付手数料等を電子納付します。(税務署窓口で受け取る場合は、現金等で納付します)

交付手数料等の電子納付は、ペイジー(Pay-easy)に対応したインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATMで行います(交付手数料等の納付にダイレクト納付・クレジットカード納付は利用できません)。インターネットバンキング・モバイルバンキングで電子納付する場合は、あらかじめ金融機関との間で利用手続きを行う必要があります。必要な手続きは、ご利用の金融機関にご確認ください。なお、ATMを利用して電子納付する場合は、金融機関との利用手続きは不要です。

(参考) ペイジー(Pay-easy)に対応したインターネットバンキング・ATM・モバイルバンキングは、「ペイジー」ホームページで確認できます。(<https://www.pay-easy.jp/where/index.html>)

(2) 交付請求できる納税証明書の種類

納税証明書の種類	証明内容
納税証明書(その1)	納税額等の証明
納税証明書(その2)	所得金額の証明
納税証明書(その3)	未納の税額がないことの証明
納税証明書(その3の2)	申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明(個人用)
納税証明書(その3の3)	法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明(法人用)
納税証明書(その4)	滞納処分を受けたことがないことの証明

(3) 納税証明書の交付手数料

① 納税証明書(書面)の交付請求(税務署窓口または郵送で受取)

納税証明書の種類	手数料
納税証明書(その1)	税目数×年度数×枚数×370円
納税証明書(その2)	年度数×枚数×370円
納税証明書(その3)	370円
納税証明書(その3の2)	
納税証明書(その3の3)	
納税証明書(その4)	

(注) 郵送で受け取る場合は、上記の交付手数料に加え、郵送料が必要となります。

郵送(簡易書留)を選択した場合の郵送料は、「通常の郵便料金+簡易書留郵便料金(310円)」となります。

② 電子納税証明書(PDF 又は XML)の交付請求

納税証明書の種類	手数料
納税証明書(その1)	税目数×年度数×370円
納税証明書(その2)	年度数×370円
納税証明書(その3)	370円
納税証明書(その3の2)	
納税証明書(その3の3)	
納税証明書(その4)	

(注) 電子納税証明書の交付請求は、1つの請求に対して1つの電子ファイルで発行することとなりますので、請求枚数は必ず1枚となります。

(※) 災害により財産に相当な損失を受けた方がその復旧に必要な資金の借入れを行う場合や、生活の維持について困難な状況にある方が法律に定める扶助等の措置を受ける場合など、発行する納税証明書の内容等に応じて交付手数料が免除となる場合があります(詳しくは、請求先の税務署へお尋ねください。)

(4) 交付手数料の納付

① 納税証明書(書面)を税務署窓口で受け取る場合

税務署窓口で現金等で納付します。

② 納税証明書(書面)を郵送で受け取る場合

ペイジー(Pay-easy)に対応したインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATMで電子納付します。交付手数料の納付にダイレクト納付・クレジットカード納付は利用できません。

③ 電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロードして受け取る場合

ペイジー(Pay-easy)に対応したインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATMで電子納付します。交付手数料の納付にダイレクト納付・クレジットカード納付は利用できません。

(5) 利用可能時間

① 納税証明書交付請求

交付請求データの国税受付システムへの送信は、国税受付システムの利用可能時間内に行います。国税受付システムの利用可能時間は、国税e-Taxホームページで確認できます。

(https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm)

② 電子納付

国税受付システムの利用可能時間内で、かつ、金融機関のインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATMが利用できる時間内となります。

(6) 電子納税証明書(PDF 又は XML)に関するご注意

①電子納税証明書(電子ファイル)は、交付請求する際に「発行形式」(PDF 又は XML)を指定できます。

1)PDF 形式の電子証明書

PDF 形式の電子証明書は、電子ファイルを納税証明書として利用できるほか、自宅やオフィスのプリンターから紙に印刷して利用することもできます。

(国税庁ホームページ「PDF ファイルによる電子納税証明書の発行等について」)

(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/denshi_nouzei/index.htm)

(国税 e-Tax ホームページの「よくある質問(Q & A)」)

問 取得した電子納税証明書を紙に印刷したものは、書面による納税証明書として利用することはできますか。

答 電子納税証明書は電子データが原本となりますが、PDF 形式にて発行された当該電子納税証明書は書面出力した場合であっても有効となるよう偽造防止(QRコード等)を施しています。電子納税証明書を紙に印刷して利用する場合は、事前に提出先へ紙に印刷したものによる提出が可能か確認の上、請求時にPDF形式を選択してください。

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/yokuaru07/05.htm>)

2)XML 形式の電子証明書

XML 形式の電子証明書は、電子ファイルを納税証明書として利用できますが、PDF 形式とは異なり、紙に印刷したものは利用できませんのでご注意ください。

②電子納税証明書の有効期限について、国税 e-Tax HP では、次の通り案内されています。

提出先から求められた期限内に発行されたものであることは書面の場合と同様です。電子商取引上では通常添付されている電子証明書の有効期間の満了日をもって有効期限とされていますので、電子納税証明書についても、その提出先の取扱いとして、添付されている官職証明書の有効期限をもって電子納税証明書自体の有効期限とされる可能性があります。

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomeil.htm>)